

犯罪収益移転防止法における 古物商の義務等について

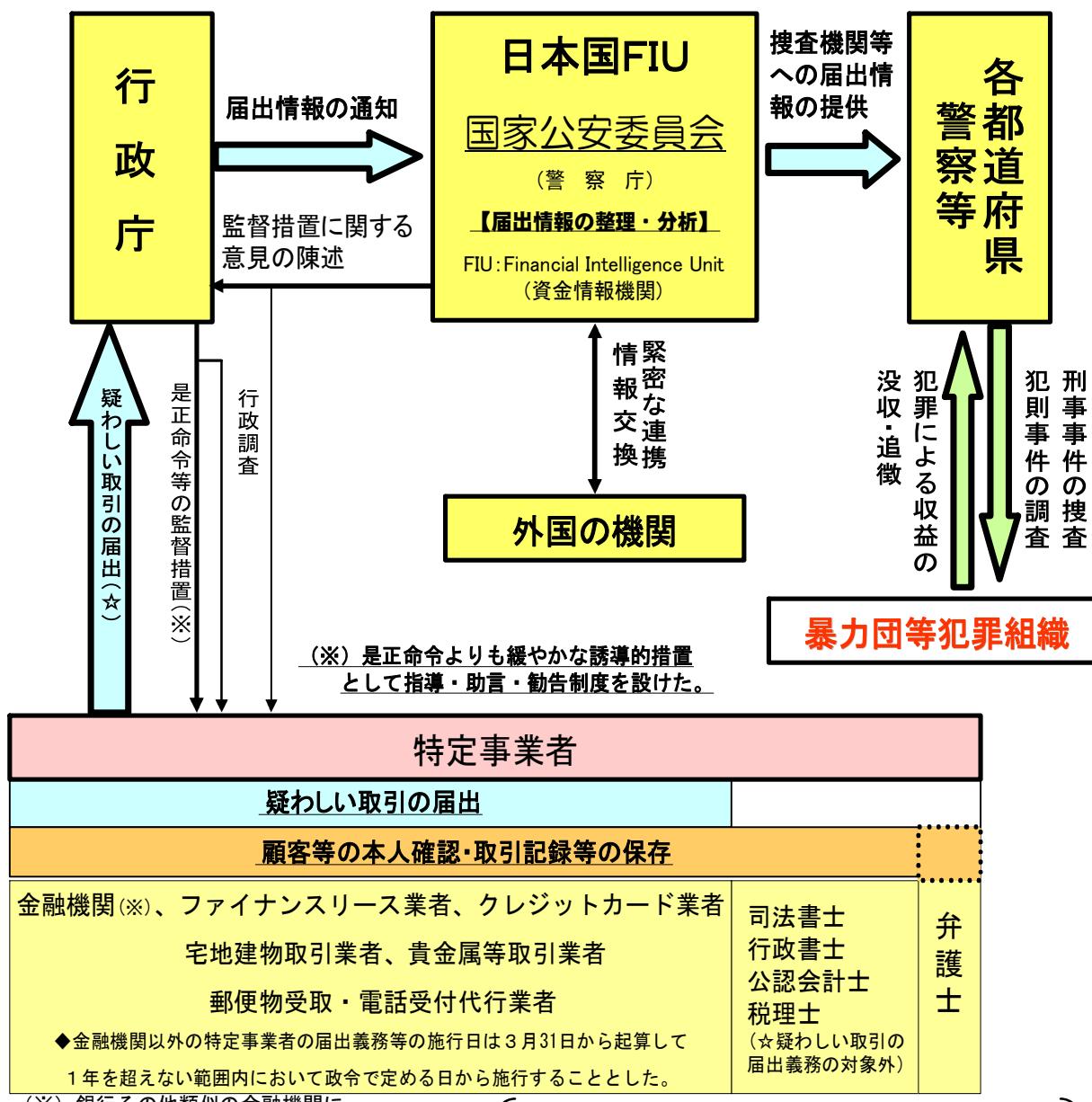
富山県警察本部生活安全部生活安全企画課

【 目 次 】

1. 犯罪収益移転防止法の概要	1
2. 貴金属等取引業者の義務	2
【貴金属等とは】	
【貴金属等取引業者とは】	
【貴金属等取引業者の義務】	
【貴金属等取引業者に義務が課される背景】	
3. 本人確認	3
【本人確認に必要な書類と確認方法】	4
4. 本人確認記録の作成・保存	5
別表1	6
5. 取引記録等の作成・保存	10
6. 疑わしい取引の届出	11
【疑わしい取引の届出をすべき場合とは】	
【疑わしい取引の届出先】	
【疑わしい取引の届出内容】	
【疑わしい取引として届け出た情報の取扱い】	
別表2	12
別表3	13
【疑わしい取引の届出方法】	19
7. 古物営業法における義務との比較	23
【義務の有無の比較】	
【本人確認方法の比較】	24
【本人確認記録・取引記録の作成・保存義務の比較】	25
【申告／疑わしい取引の届出義務の比較】	26

1. 犯罪収益移転防止法の概要

犯罪による収益の移転防止に関する法律



2. 貴金属等取引業者の義務

【貴金属等とは】

本法の対象となる「貴金属等」とは、以下の物をいいます。

- | |
|----------------------------|
| ① 金、白金、銀及びこれらの合金（貴金属） |
| ② ダイヤモンドその他の貴石、半貴石及び真珠（宝石） |
| ③ ①及び②の製品 |

【貴金属等取引業者とは】

本法の対象となる「貴金属等取引業者」とは、上記の「貴金属等」の売買を業として行う者です。よって、古物商が上記の「貴金属等」を取り扱う場合には、本法における「貴金属等取引業者」に該当し、本法の義務を履行しなければなりません。

【貴金属等取引業者の義務】

本法により、貴金属等取引業者には、以下の義務が課されることとなります。

- | |
|----------------------------------|
| ○ 本人確認（200万円を超える現金取引に限る） |
| ○ 本人確認記録の作成・保存（200万円を超える現金取引に限る） |
| ○ 取引記録の作成・保存（200万円を超える現金取引に限る） |
| ○ 疑わしい取引の届出 |

【貴金属等取引業者に義務が課される背景】

《貴金属等取引業者と犯罪収益》

貴金属等は財産的価値や流動性が高く、世界のいずれの地域においても多額の現金との交換を容易に行なうことができるほか、現金に比べ形状が小さいことから持ち運びが容易であるなど、犯罪収益の移転に利用されるリスクが高いといえます。

過去犯罪事件捜査等において把握した事例を見ても、犯罪行為により得た収益を使って貴金属等を購入している事例が多く見られます。

これらの事例について見ると、自身の装飾品として購入する場合や、異性へのプレゼントとして購入している場合などが多く、中には横領したお金で800万円相当ものの宝石などを女性にプレゼントしていた悪質な事例などもあります。

こういった取引の場合は、貴金属等取引業者においてその人物とは見合わない取引と感じられたという話を聞くことがあります。

また、貴金属等を取り扱う古物商においては、犯罪行為により得た貴金属等を売って現金化しているケースが多く、殆どの場合には偽名による取引が行われています。また、取引の際には、数カ所に分散して取引を行う、何名かに分けて取引を行うなどの手口が多く見られます。

3. 本人確認

貴金属等取引業者は、

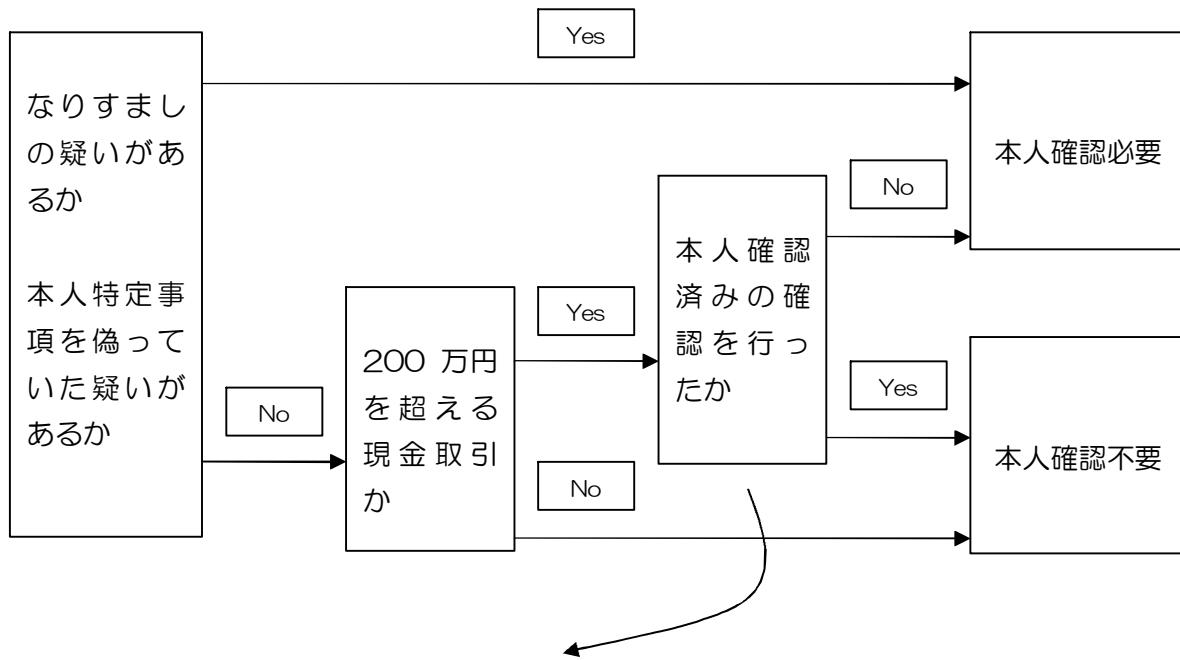
- 200万円を超える現金取引

を行う際には、運転免許証等の公的証明書などにより顧客の本人特定事項（顧客が個人である場合は氏名、住所及び生年月日、顧客が法人である場合は名称及び本店又は主たる事務所の所在地）を確認する必要があります。

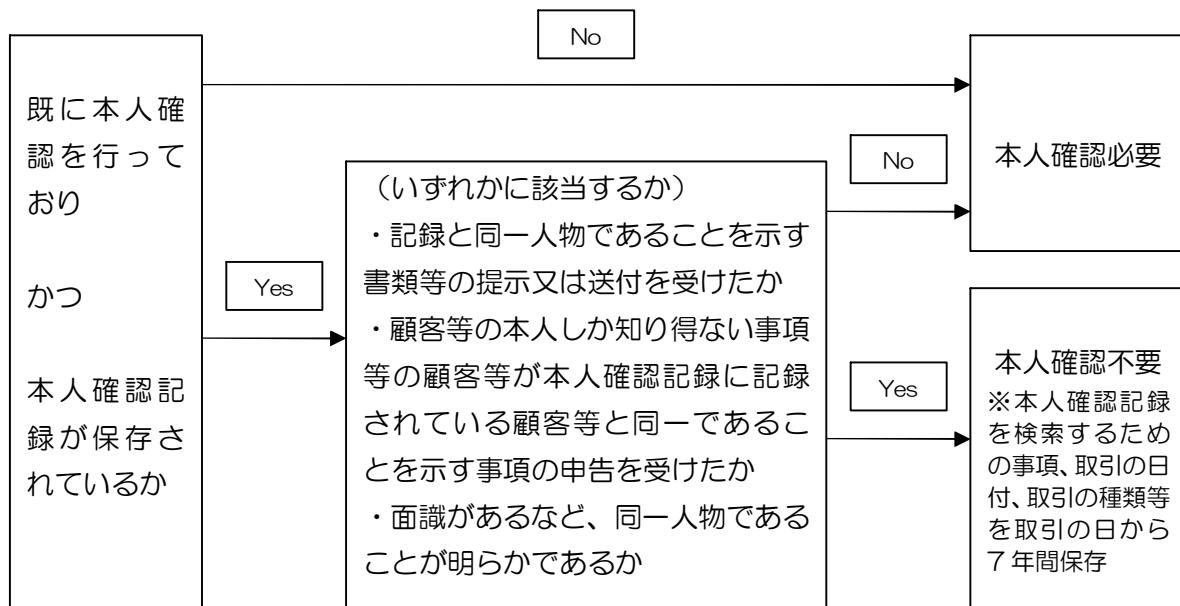
ただし、既に本人確認を行ったことのある顧客と取引する場合には、改めて本人確認を行う必要がない場合もあります（下記参照）。

なお、現に取引を行っている相手方が本人確認が必要な取引を行う際に本人確認に応じないときは、これに応じるまでの間、当該取引に係る義務の履行を拒むことができます。

【既に本人確認を行ったことのある顧客と取引】



【本人確認済みの確認を行う場合】



【本人確認に必要な書類と確認方法】

◆個人

【対面取引】

運転免許証、健康保険証等の提示（写しの提示は不可）

住民票の写し、顔写真のない官公庁
発行書類等の提示（写しの提示は不
可）

+

本人確認書類記載の住所に取引関
係文書を転送不要郵便で送付

【非対面取引】

本人確認書類又はその写しの送付

+

本人確認書類記載の住所に取引関
係文書を転送不要郵便で送付

本

◆法人

【対面取引】

法人の登記事項証明書、印鑑登録証
明書等の提示（写しの提示は不可）

+

現に取引をしている者の本人確認

人

確

【非対面取引】

法人の登記事項証
明書、印鑑登録証
明書等の本人確認
書類又はその写し
の送付

+

現に取引をしてい
る者の本人確認書
類又はその写しの
送付

+

法人と現に取引をしてい
る者の両方の本人確認書
類記載の住所に取引関
係文書を転送不要郵便で送
付

認

完

了

◆本邦内に住居を有しない短期在留者（観光者等）であって、旅券等
の記載によって当該外国人の属する国における住居を確認するこ
とができないもの

【対面取引のみ】

住居の確認ができない限り本人確認が必要な取引は原則として行うことはでき
ないが、外貨両替、貴金属等の売買（貴金属等の引渡しと同時にその代金の全額
を受領するものに限る）等については、氏名、生年月日に加え、国籍、固有番号
の記載のある旅券、乗員手帳の提示を受ける方法により取引可能

※ 上陸許可の証印等によりその在留期間が 90 日を超えない認められると
きは、「本邦内に住居を有しない」ことに該当

4. 本人確認記録の作成・保存

貴金属等取引業者は、

○ 本人確認を行った場合

には、直ちに本人確認記録を作成し、7年間保存しなければなりません。

本人確認記録の様式について、法令の定めはありませんが、参考様式については別表1を参照下さい。

なお、個人取引であるか法人取引、代理人取引であるか等の取引の方法や、本人確認書類の提示を受けたか、送付を受けたか等の本人確認の方法により、記録すべき事項が異なります。

〈注〉

- ※ 添付資料を本人確認記録に添付するとき、又は本人確認書類の写しを本人確認記録に添付するときには、当該書類又はその写しに記載がある事項については、本人確認記録への記載を省略することができます。
- ※ 提示を受けた本人確認書類の写しを本人確認記録とともに7年間保存するときには、本人確認書類の提示を受けた時刻の記載も省略することができます。
- ※ 本人確認記録に変更等があることを知ったときには、当該変更事項を本人確認記録に付記する必要があります。その際、既に本人確認記録に記載されている内容を消去してはなりません。

5. 取引記録の作成・保存

貴金属等取引業者は、

- 200万円を超える現金取引

を行った場合には、直ちにその取引に関する記録を作成し、7年間保存しなければなりません。

取引記録の記載事項は以下のとおりです。なお、取引記録の様式について、法令の定めはありません。

- 口座番号その他取引等に係る本人確認記録を検索するための事項(本人確認記録がない場合は、氏名その他の顧客又は取引等を特定するに足りる事項)
- 取引又は特定受任行為の代理等の日付、種類、金額

6. 疑わしい取引の届出

【疑わしい取引の届出をすべき場合とは】

貴金属等取引業者は、

- 貴金属等の売買において収受した財産が犯罪による収益である疑いがある
- 顧客がマネー・ローンダーリングを行っている疑いがある

と認められる場合には、疑わしい取引の届出として、行政庁に届出を行わなければなりません。

貴金属等を取り扱う古物商がどのような場合に届出を行うべきかについては、別表2のとおり「古物商（宝石・貴金属等取扱事業者）における疑わしい取引の参考事例（ガイドライン）」が定められているので、参考にしてください。

【疑わしい取引の届出先】

届出先の行政庁は下表のとおりです。なお、貴金属等取引業者は、届出を行おうとすること又は行ったことを顧客又はその関係者に漏らしてはなりません。

貴金属等取引業者	宝石等の売買業務を行う場合	経済産業省 製造産業局日用品室
	貴金属等の売買業務を行う場合	経済産業省資源エネルギー庁 資源・燃料部鉱物資源課
	古物営業法の許可を受けた事業者が古物である貴金属等の売買業務を行う場合	各都道府県公安委員会

【疑わしい取引の届出内容】

貴金属等取引業者が疑わしい取引の届出を行う際に必要な記載事項は以下のとおりです。なお、届出を行う様式は、法令（施行規則）により別表3のとおり定められています。

- 届出を行う事業者の名称及び住所
- 届出の対象となる取引が発生した年月日及び場所
- 届出対象取引が発生した業務の内容
- 届出対象取引に係る財産の内容、及び顧客又は現に取引を行った者の氏名、住所
- 届出を行う理由

【疑わしい取引として届け出た情報の取扱い】

疑わしい取引として届けられた情報の秘密保持は徹底されており、特別に権限を付与された者のみがアクセスできる仕組みとなっています。また、検査機関等に提供された場合も届出者の保護は徹底され、当該情報は検査記録や司法書類には一切記録されないことになっていますし、届出が端緒となって事件が検査されたことも公表されません。つまり犯人には、当該届出が端緒となって検査が行われたことなどは判らない仕組みになっています。

別表2

古物商（宝石・貴金属等取扱事業者）における疑わしい取引の参考事例（ガイドライン）

1 全般的な注意事項

2から4までの事例は、事業者が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第9条に規定する疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示したものであり、個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、顧客の属性、取引時の状況その他事業者の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案して事業者において判断する必要があります。

したがって、これらの事例は、事業者が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見又は抽出する際の参考となるものですが、これらの事例に形式的に合致するものがすべて疑わしい取引に該当するものではない一方、これに該当しない取引であっても、事業者が疑わしい取引に該当すると判断したものが届出の対象となることに注意する必要があります。

2 顧客からの買取り時に着目した事例

- (1) 同一人物が、短期間のうちに多数の宝石・貴金属等の売却を行う場合
- (2) 同一人物が、短期間のうちに同一種類の宝石・貴金属等の売却を繰り返す場合
- (3) 顧客の収入、資産等に見合わない高額の宝石・貴金属等の売却を行う場合
- (4) 売却する宝石・貴金属等が顧客の所有物であることに疑いがある場合（例えば、男性が女性物の宝石・貴金属等を多数持ち込む場合）
- (5) 売却することを急ぎ、市場価格を大きく下回る価格での売却でもいとわない場合
- (6) 多数の店舗において宝石・貴金属等を売却し、又は売却しようとしていることがうかがい知れる言動がある場合

3 顧客に対する売却時に着目した事例

- (1) 多額の現金により購入する場合
- (2) 1回当たりの購入額が少額であっても頻繁に購入を行うことにより、結果として多額の購入となる場合
- (3) 顧客の収入、資産等に見合わない多額の購入を行う場合
- (4) 数人で同時に来店し、別々の担当者に多額の現金取引を依頼する場合
- (5) 短期間に多数の宝石・貴金属等を購入するにもかかわらず、各々のデザイン等に対してほとんど関心を示さない場合

4 その他の事例

- (1) 本人確認の際に顧客が提示した身分証明書等が偽造である疑いがある場合
- (2) 暴力団員、暴力団関係者等が取引に関わる場合
- (3) 顧客が取引の秘密を不自然に強調する場合及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った場合
- (4) 法人の実態がないとの疑いが生じた当該法人の関係者が取引に関わっている場合又は本人確認書類等に記載された本人特定事項（名称、所在地等）に虚偽の疑いがある場合
- (5) 自己のために活動しているか否かにつき疑いがあるため、真の所有者の確認を求められたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む場合
- (6) 自社従業員の知識、経験等から見て、取引の態様が不自然な場合又は顧客の態度、動向等が不自然な場合
- (7) 犯罪収益移転防止管理官（※）その他の公的機関等から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引を行う場合

（※）警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官（JAFIC）

別表3

別記様式第1号(第15条関係)

年 月 日

殿

事業者名

印

代表者名

疑わしい取引の届出について

犯罪による収益の移転防止に関する法律第9条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

届出特定事業者			
届出番号	(年) - (番号)	部署名・営業所・代理店等名称	
役職		担当者名	
本店 〒・所在地			
営業所・代理店等 〒・所在地			
電話番号		内線番号	
顧客等に関する情報			
フリガナ			
氏名(法人名)			
フリガナ			
通称・異名等			
個人・法人の別		生年月日(設立日)	性別
国籍	在留資格		
電話番号			
電子メール アドレス等			
〒・住所(所在地)			
ビル名等			
勤務先名 (その他の連絡先)	事業内容		
〒・住所(所在地)			
ビル名等			
届出理由			
ガイドライン番号	捜査機関等からの照会の有無		
備考			

- 備考 1 届出書は、顧客等ごとに作成すること。ただし、預貯金口座等の継続的取引関係に係る名義を複数有している顧客等については、取引名義ごとに作成すること。
- 2 別記様式第2号に本人確認に関する事項及び別記様式第3号に取引に関する事項を記入して添付すること。本人確認に関する事項については、本届出書を提出する際に確認している事項を記入すること。
- 3 すべて西暦で記入すること。
- 4 「届出番号」の届出年は、届出年月日の届出年と一致させ、歴年で記入すること。また、届出番号は、毎年1月1日以降の最初のものを「1」とすること。
- 5 漢字表記の氏名（外国人を含む。）は、姓と名との間に間隔を置くこと。
- 6 外国人の氏名は、原則としてアルファベット表記で記入すること。アルファベット表記のほかに漢字表記もある場合は、アルファベット表記を「氏名（法人名）」に、漢字表記を「通称・異名等」に記入すること。この場合において、アルファベット表記は該当する漢字のまとまりごとに間隔を置いて記入すること。
- 7 法第4条第1項に規定する本人特定事項以外の勤務先、性別、国籍、在留資格その他の事項についても、取引の申込書の記載、本人確認書類の写し、窓口担当者からの聴取等を参考として、可能な限り記入すること。
- 8 「電話番号」は、住居、携帯電話、事務所等複数の連絡先がある場合には、すべて記入すること。
- 9 「電子メールアドレス等」は、電子メールアドレスその他インターネット等を利用した連絡先に係る事項を記入すること。
- 10 「届出理由」欄は、取引の状況、顧客等の態様、疑わしいとの判断の要素等を可能な限り具体的に記入すること。記入欄に書ききれない場合は、別紙として続きを添付すること。
- 11 「検査機関等からの照会の有無」欄には、法第11条第1項に規定する検察官等からの照会の有無を記載すること。
- 12 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第2号(第15条関係)

顧客等及び関係者の本人確認に関する事項

顧客等(個人・法人)の本人確認			
本人確認書類の種別1			書類番号1
本人確認書類の種別2			書類番号2
本人確認書類の種別3			書類番号3
代表者・取引担当者・代理人・その他関係者の本人確認			
フリガナ			
氏名			
生年月日・性別		関連内容	
国籍			在留資格
電話番号			
電子メールアドレス等			
〒・住所			
ビル名等			
勤務先名(他の連絡先)			事業内容
〒・住所(所在地)			
ビル名等			
本人確認書類の種別1			書類番号1
本人確認書類の種別2			書類番号2
フリガナ			
氏名			
生年月日・性別		関連内容	
国籍			在留資格
電話番号			
電子メールアドレス等			
〒・住所			
ビル名等			
勤務先名(他の連絡先)			事業内容
〒・住所(所在地)			
ビル名等			
本人確認書類の種別1			書類番号1
本人確認書類の種別2			書類番号2
継続的取引関係に関する事項			
継続的取引関係の有無の別		営業所・代理店等名称	
営業所・代理店等 〒・所在地			
取引(口座等)種類			顧客(口座等)番号
開始年月日			取引の申込み方法
備考			

- 備考 1 顧客等が同一名義で複数の支店に口座を有する場合等は、この様式を口座等ごとに作成すること。
- 2 「本人確認書類の種別」は運転免許証、住民基本台帳カード、外国人登録証明書等の種別を記入し、「書類番号」は本人確認書類の番号を記入すること。本人確認を行っていないものは、不要、未済、不明等の別を記入すること。
- 3 「代表者・取引担当者・代理人・その他関係者」は、法第4条第2項の規定により自然人に限られていることに留意すること。
- 4 「関連内容」は、代表者、取引担当者、代理人、続柄その他の顧客等との関連内容を記入すること。
- 5 「継続的取引関係に関する事項」欄は、預貯金その他の口座の開設、クレジットカード等の交付その他顧客等との継続的取引の開始（本人確認済みの顧客等としての取扱いの開始を含む。）をした際に記録した事項を記入すること。
- 6 「営業所・代理店等名称」は取引を開始した営業所、代理店等の名称を記入し、「営業所・代理店等所在地」は当該営業所、代理店等の住所を都道府県名から記入すること。
- 7 「取引（口座等）種類」は、証券、商品先物その他の取引の種別を記入すること。なお、預貯金契約の締結の場合は、普通口座、当座口座、決済用口座等の種別を記入すること。
- 8 「開始年月日」は、継続的取引の開始年月日を記入すること。
- 9 「取引の申込み方法」は、窓口、郵送、インターネット等の種別を記入すること。
- 10 1から9までのほか、別記様式第1号の備考に記載のある事項については、この様式の作成についても同様とすること。

取引に関する事項

重要取引			
当該取引の成立・未成立の別			
当該取引年月日			
当該取引の取扱店	特定事業者名称		
	営業所・販売店等名称		
	営業所・販売店等 〒・所在地		
当該取引に関する 情報	取引形態		
	業務内容		
	決済方法		
	取引金額		
	通貨単位		
	両替後の通貨単位		
	手形・証券、金地金等の動産の 種別		
	手形・証券、金地金等の動産の 番号		
	不動産の種別		
	不動産の地番		
その他(特徴等)			
預貯金口座・クレジット カードを利用して行われ た場合	個人・法人の別		
	フリガナ		
	(被)仕向先の氏名(法人名)		
	銀行、クレジットカード会社等の 種別		
	銀行、クレジットカード会社等の 名称		
	営業所・代理店等名称		
	口座・クレジットカード等種類		
	口座・クレジットカード等番号		
	送金先(元)国名		
	取引目的		
当該取引の際に使用した通称・異名等			
備考			

- 備考 1 預貯金口座その他の継続的取引関係に基づく個別の取引についてこの様式を作成する場合は、別記様式第2号に記載の口座等ごとに作成及び添付すること。
- 2 多数の取引がある場合は、この様式を複数作成して添付すること。
- 3 多数の取引について届け出る場合であって、取引記録等の写しを添付する場合は、主要な取引を除き、当該写しに記載のある取引については記入しないことができること。
- 4 「重要取引」欄は、重要な取引に○印を記入すること。
- 5 「営業所・販売店等名称」は個別の取引を行った営業所、代理店、販売店等の名称を記入すること。クレジットカード等に係る取引の場合は、商品の販売、役務の提供等を行った事業者及び店舗の名称を記入すること。
「支店・販売店等所在地」は当該支店等の住所を都道府県名から記入すること。
- 6 「取引形態」は、窓口、訪問、インターネット、ATM等の種別を記入すること。
- 7 「決済方法」は、現金、口座振替、クレジットカード等その他の種別を記入すること。
- 8 「取引金額」は、金銭の場合はその額を記入すること。金銭以外の場合は、取引時点の（推定）時価換算額を記入すること。
- 9 「その他（特徴等）」は、宝石のカラット数・デザイン、外国の有価証券に関する特徴等を記入すること。
- 10 「預貯金口座・クレジットカードを利用して行われた場合」欄は、次とおり記入すること。
- (1) 銀行等の場合、別記様式第1号の顧客等以外の（被）仕向先（送金先（元））を記入すること。
 - (2) 銀行等以外の事業者（クレジットカード等の発行者を除く。）の場合、顧客等の利用した預貯金口座、クレジットカード等について記入すること。
 - (3) クレジットカード等の発行者の場合、顧客等の利用した預貯金口座を記入すること。
- 11 「取引目的」は、外国送金の目的、不動産の売買目的その他の取引目的を把握した場合に記入すること。
- 12 1から11までのほか、別記様式第1号及び別記様式第2号の「作成上の注意」に記載のある事項については、この様式の作成についても同様とすること。

【疑わしい取引の届出方法】

疑わしい取引の届出方法には、①文書による届出方法と、②届出作成プログラムを利用した届出方法があります。

① 文書による届出方法

1 届出様式の入手方法

次の方法により、届出様式を入手してください。

- 警察庁ホームページ(<http://www.npa.go.jp>)の以下の場所から届出様式をダウンロードして使用してください。

URL <http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/Jafic/index.htm>

(マネー・ローンダリング対策、JAFIC(警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官)のページ)

- インターネットが利用できない方は、下記宛に書式の郵送を申し込みでいただければ郵送にて送付いたします。

郵送先：〒100-8974

東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番2号

警察庁 刑事局 組織犯罪対策部 犯罪収益移転防止管理官

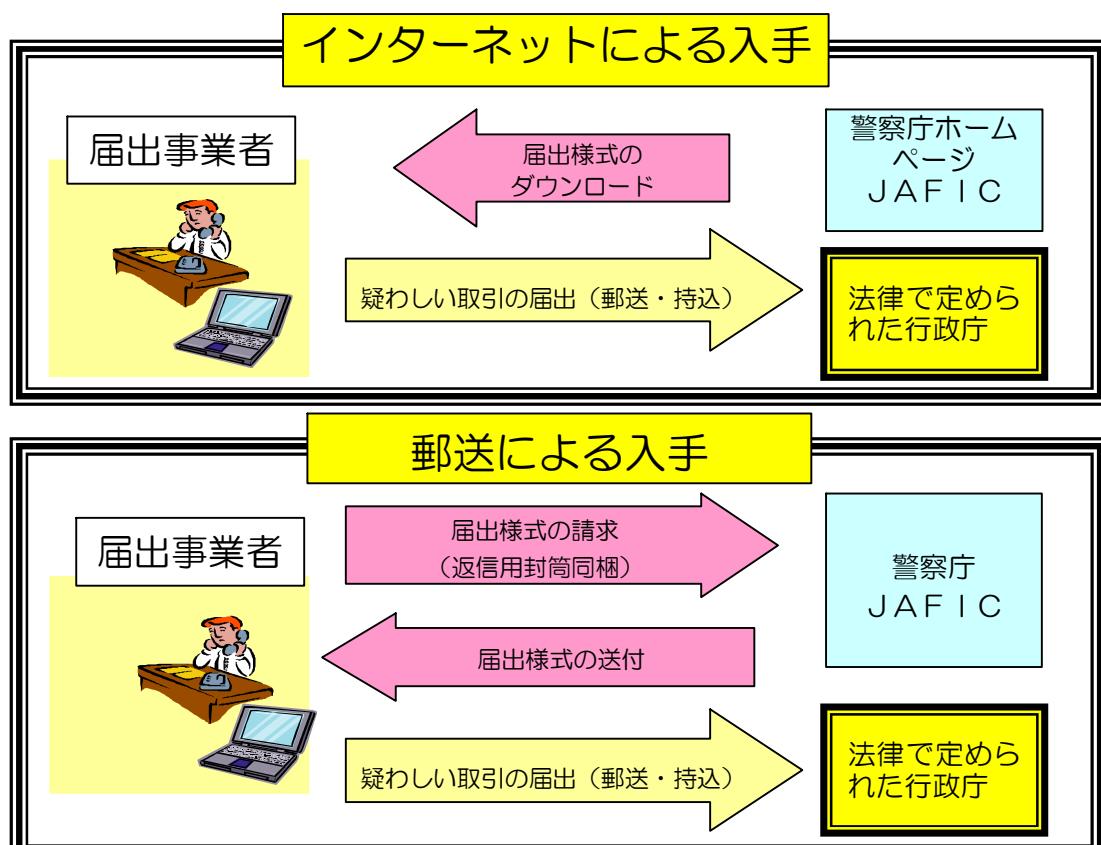
「届出様式申込み」係

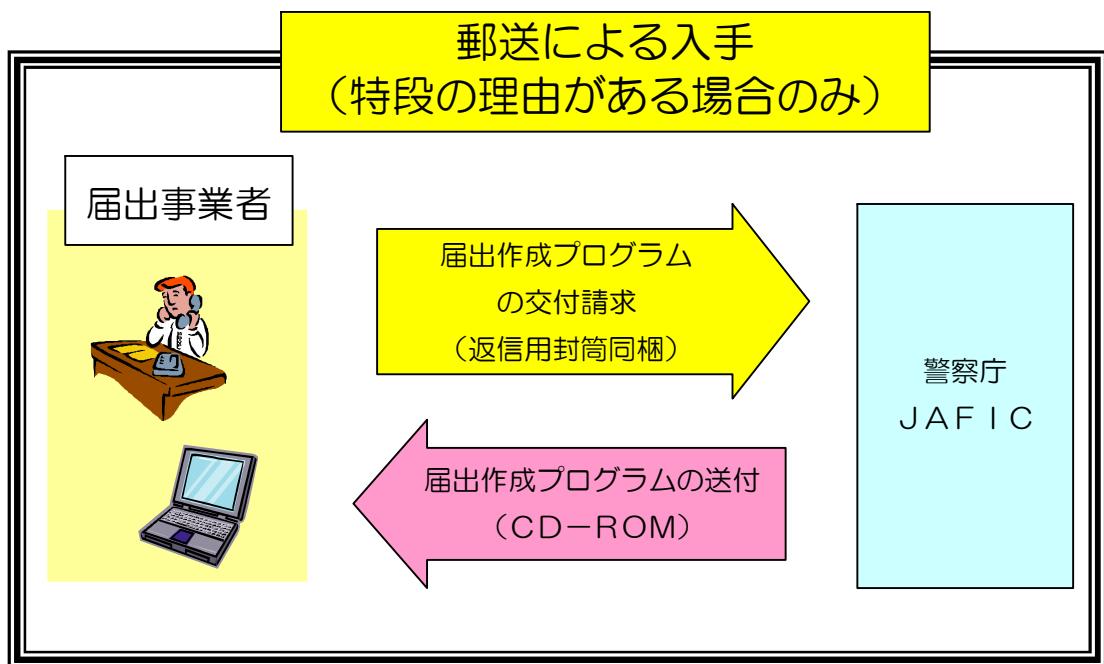
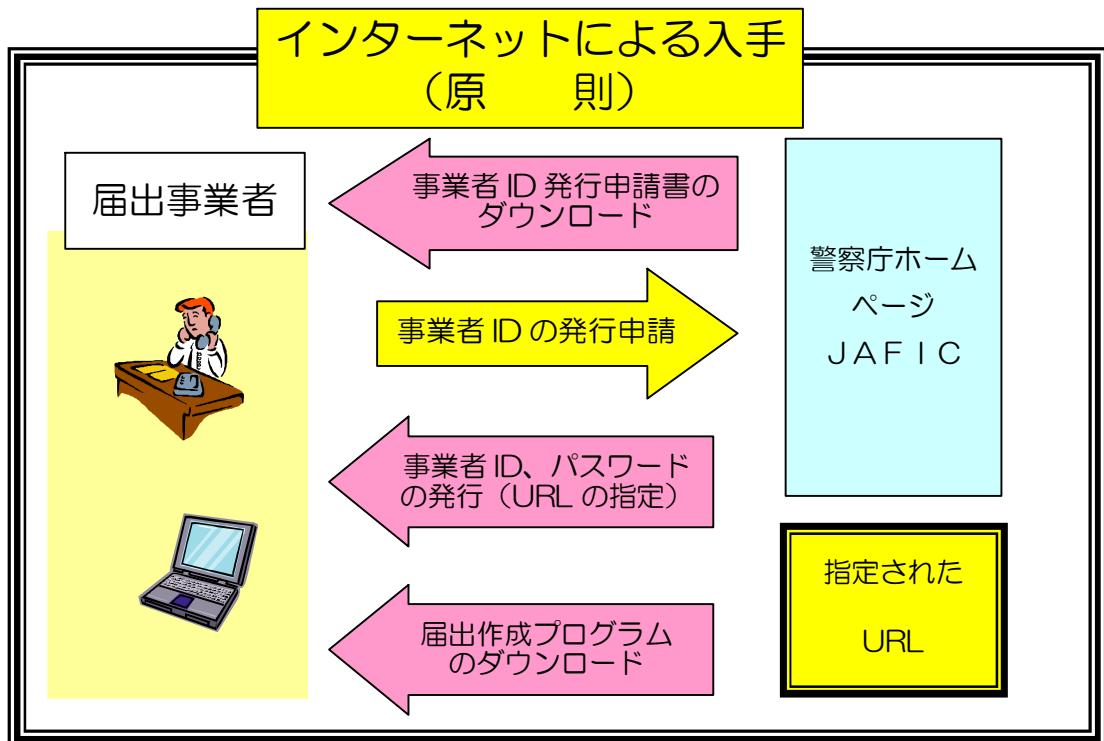
※ 必ず返信用封筒（長型3号封筒）を同封してください。

また、返信用封筒には80円切手を貼って返信の宛先を記入してください。

2 届出書の作成

入手した届出様式に疑わしい取引に関する必要事項を記入して、届出行政庁宛に持ち込むか又は郵送してください。





【Ⅱ. 届出作成プログラムの導入】

入手した届出作成プログラムを使用するパソコンにインストールして使用できるようにしてください。

【Ⅲ. 届出書の作成と届出】

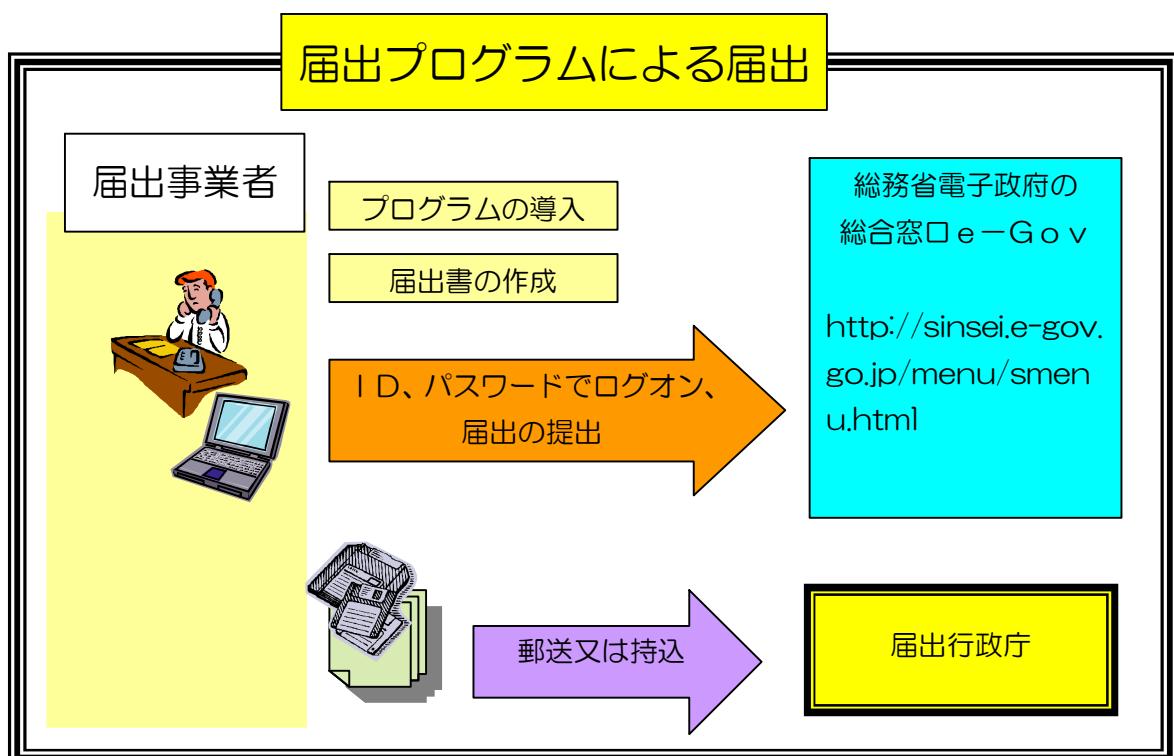
届出作成プログラムを使用して、届出様式に疑わしい取引に関する必要な事項を入力し届出書を作成します。

○ インターネットを利用した届出

- 届出作成プログラムで作成した届出を下記 URL から送信します。
総務省電子政府の総合窓口 (e-Gov)
URL <http://sinsei.e-gov.go.jp/menu/smenu.html>
- 事業者用 ID 及びパスワードを使用して届出画面にログオンしてください。
- 画面に従って届出を行います（この時、送信されるデータは暗号化されています。）。

○ 電子媒体に記録して届出

- 届出作成プログラムで作成した届出様式をフロッピーディスクなどの電子媒体に保存します（電子媒体に保存する際、記録は暗号化されます。）。
- 郵送又は持込みにて届出行政府宛に提出します。
- この際、様式第4号の「フレキシブルディスク提出表」は保存時自動的に作成されフロッピーディスクに記録されていますので、再度作成したり別に作成して提出する必要はありません。従って、フロッピーディスク等だけを提出していただければ結構です。



9. 古物営業法における義務との比較

古物営業法における義務と犯罪収益移転防止法における義務は、義務の有無や義務の内容に違いがあります。

【義務の有無の比較】

古物営業法では、法の目的が「窃盗その他の犯罪の防止」及び「被害の迅速な回復」であることから、主に「古物が不正品か否か」に着目しています。したがって、古物を買い受ける際における本人確認義務や警察官への申告義務はありますが、古物を顧客に売却する際における本人確認義務や警察官に対する申告義務はありません。一方、犯罪収益移転防止法は、顧客が古物を購入する場合の現金にも着目していることから、古物を買い受ける際だけではなく、古物を売却する際にも、本人確認義務（ただし、200万円を超える現金取引に限る）及び疑わしい取引の届出義務が課されています。

義務		古物営業法	犯罪収益移転防止法
買受け時	本人確認義務	○ (1万円以上の取引)	○ (200万円を超える現金取引)
	本人確認記録作成・取引記録等作成義務	○ (1万円以上の取引)	○ (200万円を超える現金取引)
	申告／疑わしい取引の届出義務	○	○
売却時	本人確認義務	×	○ (200万円を超える現金取引)
	本人確認記録作成・取引記録等作成義務	○ (1万円以上の取引)	○ (200万円を超える現金取引)
	申告／疑わしい取引の届出義務	×	○

【本人確認方法の比較】

古物営業法で本人確認が必要とされるのは、1万円以上で古物を買い受ける場合（現金取引には限らない）ですが、犯罪収益移転防止法で本人確認が必要とされるのは、200万円を超える取引（買受け時及び売却時の両方が対象）で、かつ、現金による取引の場合です。

本人確認の方法についても、古物営業法と犯罪収益移転防止法では規定が異なるので、両方の法律を満たす方法で本人確認するよう注意が必要です。

なお、個人の顧客と取引を行う場合で、対面により本人確認が完了する場合に関する、古物営業法と犯罪収益移転防止法の本人確認規定の比較は下表のとおりです。犯罪収益移転防止法の規定の方が厳しいことから、同法に規定する方法で本人確認を行う必要があります。

	古物営業法		犯罪収益移転防止法		備考
対象となる取引	1万円以上の買受け	規則16条1項	200万円を超える現金による売買	令8条1項5号 規則6条1項11号	
確認方法	身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等相手方の身元を確かめるに足りる資料の提示を受ける。	法15条1項1号 規則15条1項前段	印鑑登録証明書（申込書類に押印した印鑑に係るもの）、各種健康保険証、国民年金手帳等、運転免許証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード、旅券等、そのほか、官公庁発行書類等で顔写真が貼付されているものの提示を受ける。 【考え方】ここに掲げられている書類は、公的機関により発行され、かつ、被証明者のみに交付されるもので、書類に記載された者と取引相手の同一性を確認できるもの。	規則3条1項1号イ	犯罪収益移転防止法の方が厳しい（認められる書類がより限定的）。
	相手方以外の者で相手方の身元を確かめるに足りるものに問い合わせる。	法15条1項1号 規則15条1項後段	(規定なし)		犯罪収益移転防止法では認められていない。
	住所、氏名、職業及び年齢が記載された文書で、面前において万年筆、ボールペン等により明瞭に署名されたもの交付を受ける。 【考え方】常に身分証明書等の提示を求めるのは顧客・古物商双方に負担であること等から、H7改正で追加した規定。	法15条1項2号 規則15条2項	(規定なし)		犯罪収益移転防止法では認められていない。

【申告／疑わしい取引の届出義務の比較】

古物営業法では、警察官に申告する場合の方法については何ら規定されていませんが、犯罪収益移転防止法においては、届出の様式が法令（施行規則）で定められています。

	古物営業法		犯罪収益移転防止法		備考
届出対象取引	古物に不正品の疑いがあると認めるとき	法15条3項	宝石・貴金属等の売買により收受した古物又は現金が犯罪による収益である疑いがあり、又は顧客が犯罪収益隠匿罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合	法9条	
届出先	警察官	法15条3項	都道府県公安委員会	法20条4項	
届出事項	(規定なし)	事業者の名称及び所在地	令14条2項1号	犯罪収益移転防止法の届出については、施行規則で届出様式が定められている。	
		取引の年月日及び場所	令14条2項2号		
		取引が発生した業務の内容	令14条2項3号		
		取引に係る財産の内容	令14条2項4号		
		顧客の氏名及び住所	令14条2項5号		
		疑わしい取引の届出を行う理由	令14条2項6号		

お問い合わせ先

警察庁生活安全局生活安全企画課 犯罪抑止対策室 法令係

電話：03-3581-0141（内線3053）